			建築基準法第六十条第二項の規定により国土交通大臣が指定する歩廊の柱その他これに類するものの位置
			土地の高低
		敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式
	第五十四条第三項ただし書の規定が適用される畜舎等	建築面積求積図	建築面積の求積に必要な畜舎等の各部分の寸法及び算式
(九)	第五十五条の規定が適用される畜舎等	付近見取図	敷地の位置
		配置図	都市再生特別地区の境界線
			都市再生特別地区に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限の位置
			申請に係る畜舎等の壁又はこれに代わる柱の位置
			建築基準法第六十条の二第二項の規定により国土交通大臣が指定する歩廊の柱その他これに類するものの位置
		二面以上の断面図	都市再生特別地区に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限の位置
			都市再生特別地区の境界線
			土地の高低
			建築基準法第六十条の二第二項の規定により国土交通大臣が指定する歩廊の柱その他これに類するものの位置
		敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式
		建築面積求積図	建築面積の求積に必要な畜舎等の各部分の寸法及び算式
(十)	第五十六条の規定が適用される畜舎等	付近見取図	敷地の位置
		配置図	特定防災街区整備地区の境界線
			特定防災街区整備地区に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限の位置
			申請に係る畜舎等の壁又はこれに代わる柱の位置
			敷地の接する防災都市計画施設の位置
			申請に係る畜舎等の防災都市計画施設に面する部分及びその長さ
			敷地の防災都市計画施設に接する部分及びその長さ
		敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式
		防災都市計画施設に面する方向の立面図	縮尺
			畜舎等の防災都市計画施設に係る間口率の最低限度以内の部分の位置
			建築物の高さの最低限度より低い高さの畜舎等の部分の構造
			畜舎等の防災都市計画施設に面する部分及びその長さ
			敷地の防災都市計画施設に接する部分及びその長さ
			敷地に接する防災都市計画施設の位置
		二面以上の断面図	特定防災街区整備地区に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限の位置
			土地の高低
(十一)	第五十七条の規定が適用される畜舎等	付近見取図	敷地の位置
		配置図	地盤面の異なる区域の境界線
			景観地区の境界線
			景観地区に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限の位置
			申請に係る畜舎等の壁又はこれに代わる柱の位置
		二面以上の断面図	土地の高低
			景観地区に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限の位置
		敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式
(十二)	消防法第九条の規定が適用される畜舎等	消防法第九条の市町村条例の規定に適合することの確認に必要な図書	当該市町村条例で定められた火災の予防のために必要な事項
(十三)	消防法第十七条の規定が適用される畜舎等	消防法第十七条第一項の規定に適合することの確認に必要な図書	当該規定に係る消防用設備等の技術上の基準に関する事項